

PHRの拡大に向けた事業に関する疑義照会一覧

健やか宛

通し番号	受付日	大分類	小分類	質問内容	回答	備考
------	-----	-----	-----	------	----	----

491	2月7日	副本登録	<御教示いただきたい内容> ・生保の健診と市独自で実施している30歳代健診が同じファイルに入っており、このままだと30歳代健診の結果もマイナポータルで閲覧が可能となるが、問題は無いか。ファイルを分離する必要があるか。 上記は市町村からいただいた質問で、ファイルを分離する場合、業者への依頼が必要になるとのことでした。	自治体中間サーバーへの副本登録は、健康増進法に基づく健康増進事業として行った自治体検診データであれば登録することが可能です。 ※ 健康増進法に基づき健康増進事業として独自に対象年齢を定めて自治体検診を実施している場合は、番号法上、自治体中間サーバーに当該特定個人情報を登録することは問題ありません。
492	9月2日	歯周疾患検診	健康増進法に基づき実施する歯周疾患検診は令和4年度よりPHR連携項目となり、現在40.50.60.70歳のデータを連携しています。 今年度より歯周疾患健診対象に20.30歳が追加されましたが、令和5年6月30日歯周病対策ワーキンググループでのマニュアルの見直しP6に基づき、20.30歳のデータ連携はR8年度からでよいと考えてよろしいでしょうか。	自治体中間サーバーへの副本登録は、健康増進法に基づく健康増進事業として行った自治体検診データであればR6年度の結果も登録することが可能です。 ※ 健康増進法に基づき健康増進事業として独自に対象年齢を定めて自治体検診を実施している場合は、番号法上、自治体中間サーバーに当該特定個人情報を登録することは問題ありません。 新たな検診票を用いた歯周疾患検診の運用開始時期については、令和8年度を予定しております。
493	12月2日	その他	OID表内のコード表名称 10.2.1 自治体検診の検診種別につきましてですが、一次検診をバス健診等の集団健診で行い、精密検査を各精密医療機関で行った場合は精密検査の受診区分は個別受診という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。

※通し番号については適宜追加すること